

国際教育課
〈新1号館1階〉

〒862-8680
熊本市中央区大江2-5-1
TEL: 096-366-3230
Fax: 096-363-1289



国際教育課HP



Instagram

■ 窓口時間 ■
〈平日〉8:45~17:15
〈土日祝〉休み

2025(令和7)年4月発行



2025 留学生の手引き

- ・ 学習案内
- ・ 学費の納入（授業料の減免）
- ・ 在留資格手続き
- ・ 国民健康保険・国民年金
- ・ 外国人留学生向けインバウンド保険
- ・ 留学生住宅総合補償
- ・ 奨学金情報
- ・ 留学生相談窓口

目次

1. 学習の案内	2
学部研究留学生（教務課）	3
図書館	4
2. 学費の納入（経理課）	5
3. 授業料の減免（国際教育課・大学院事務室）	6
4. 在留手続（国際教育課）	6
入国管理局（入管）	
在留カード	
みなし再入国許可	
在留資格の変更	
在留期間の更新	
資格外活動（アルバイト）	
卒業後の在留資格について	
在留資格取消制度について	
5. 国民健康保険（国際教育課）	10
6. 国民年金（国際教育課）	11
7. マイナンバー（社会保障・税番号）制度	11
8. 外国人留学生向け学研災付帯学生生活総合保険（国際教育課）	11
9. 留学生住宅総合補償（国際教育課）	12
10. 奨学金制度（学生課）	12
11. なんでも相談室（インクルーシブ学生支援センター）	12
12. 学割（学生課）	13
13. 就職（就職課）	13
14. 最終帰国時に必要な手続き	13
15. 留学生会	13
16. 留学生相談窓口	14
★ 関係資料★	
2024年度 留学生の主な参加行事	14
奨学金制度一覧	16

（ ）は授業や日常生活で困った時の問い合わせ先です。

1. 学習の案内

本学の各学部・学科ではそれぞれに特色を持った教育を行っており、それに伴って履修の方法や手続が異なる場合があります。大学から配布される「履修要項」「履修登録ガイド」などの資料をよく読み、わからない点については教務課（11号館1階）に相談してください。

授業科目履修方法についての特例

授業履修方法の特例として、学部留学生に対し、次のような科目を開設しています。

【日本語、日本文化演習】

※日本語科目の単位は、各学科の外国語科目の単位として振り替えることができます。

なお、振り替えることができる単位数は各学科で異なることがあります。

※学部留学生は、レベル4と5の「日本語」と「日本文化演習Ⅰ・Ⅱ」を履修してください。ただし、中級レベルを希望する人は、必ず日本語担当教員に相談してください。

※大学院生、学部研究留学生で、日本語クラスの受講を希望する人は日本語担当教員に相談してください。

※日本文化演習科目の単位は、各学科で指定された科目群の単位として振り替えることができます。

※「日本文化演習ⅠA」「日本文化演習ⅡA」と「日本文化演習ⅠB」「日本文化演習ⅡB」は、2コマ連続での授業となりますので、セットで履修登録してください。

レベル	授 業 科 目 名	単位数
2	日本語ⅠA（初中級総合c）	1
	日本語ⅠB（初中級総合c）	1
	日本語ⅡA（初中級聴解）	1
	日本語ⅡB（初中級聴解）	1
	日本語ⅢA（初中級作文）	1
	日本語ⅢB（初中級作文）	1
	日本語ⅣA（初中級読解）	1
	日本語ⅣB（初中級読解）	1
3	日本語ⅠA（中級総合c）	1
	日本語ⅠB（中級総合c）	1
	日本語ⅡA（中級聴解）	1
	日本語ⅡB（中級聴解）	1
	日本語ⅢA（中級作文）	1
	日本語ⅢB（中級作文）	1
	日本語ⅣA（中級文字）	1
	日本語ⅣB（中級文字）	1

4	日本語ⅠA（アカデミック・ライティング）	1
	日本語ⅠB（アカデミック・ライティング）	1
	日本語ⅡA（上級時事日本語）	1
	日本語ⅡB（上級時事日本語）	1
5	日本語ⅢA（上級アカデミック・ライティング）	1
	日本語ⅢB（上級アカデミック・ライティング）	1
	日本語ⅣA（上級ビジネス日本語）	1
	日本語ⅣB（上級ビジネス日本語）	1
1～5	日本文化演習ⅠA（フィールドワークを含む）	1
	日本文化演習ⅠB（フィールドワークを含む）	1
	日本文化演習ⅡA（フィールドワークを含む）	1
	日本文化演習ⅡB（フィールドワークを含む）	1

* レベル2：初中級、レベル3：中級、レベル4と5：上級

【日本事情】

※日本事情科目の単位は、各学科で指定された科目群に開設されている科目の単位として振り替えることができます。

授業科目名	単位数	授業科目名	単位数
日本事情ⅠA	2	日本事情ⅡB	2
日本事情ⅠB	2	日本事情ⅢA	2
日本事情ⅡA	2	日本事情ⅢB	2

◆学部研究留学生

学部研究留学生とは、特定のテーマについて指導教授の指導の下で研究を行う目的をもって入学を許可された者で、修学年限は1年です。

指導教授の演習に参加するほか、指導教授の指示する授業科目を受講することができます。1年間の本学での研究の成果として「論文」（2部）を春学期入学者は2月中旬まで、秋学期入学者は7月上旬までに指導教授に提出しなければなりません。

所定の研究成果を修めた研究留学生には、大学から「修学証明書」が交付されます。

演習や受講科目など研究活動全般について、指導教授とよく相談してください。

◆図書館

講義のレポートやゼミの資料を探したいとき、また読みたい本を探したいときなどは、図書館を利用してください。図書館利用に関することは、「図書館利用案内」で詳しく説明してあります。わからないことは1階または2階のカウンターで尋ねてください。

1. 開館時間

授業期間		休業期間	
月～土曜日	日曜日	月～土曜日	日曜日
8:50～22:00	※	8:50～21:00	※

※日曜日の開館時間については、図書館のホームページでお知らせします。

※開館時間の変更は図書館のホームページでそのつどお知らせします。

2. 休館日 祝日・夏期一斉休業日・年末年始・その他特に定める日

3. 入館・退館

- 入退館する時は、学生証が必要です。学生証をリーダーポストにタッチして入館してください。（学生証を忘れた場合は、カウンターへ）
- 退館する時は、資料の貸出し手続きを忘れてたり、研究個室・ロッカーなどの鍵を所持したままの場合はブザーが鳴りますので、必ず貸出・返却を済ませて退館してください。なお、誤作動の場合もありますのでブザーが鳴った場合は、確認にご協力ください。

4. 利用の仕方

①どんな資料があるのか

図 書・・・和書・洋書あわせて約93万冊

雑 誌・・・和雑誌・外国雑誌・各大学の学術紀要あわせて約8,200種

新 聞・・・国内新聞25種・外国新聞30種

（雑誌・新聞などは2階にあります）

視聴覚資料・・・日本語の勉強に役立つ語学資料や、クラシック、ジャズを中心とした音楽CDおよび映画DVD、ブルーレイなどが多数揃っています。（2階AVコーナー）

②資料を探すときは

図書館にある資料は、現在約93万冊のうちほぼ全ての資料が蔵書検索（OPAC）を使って検索できます。タイトル、著者名、キーワードなどで本を探してみましょう。

また、2階のレファレンスカウンターでは、資料や情報を探すお手伝いをしています。

③資料を借りるときは（貸出しできる資料には制限があります）

必ず学生証をカウンターに提示し、手続きしてください。資料は必要冊数を2週間借りることができます。

2. 学費の納入

学費の納入期限は、第1期分は4月28日、第2期分は9月28日です。学費納入を怠ると除籍処分となりますので、納入期限は必ず守ってください。

1年次の学生は、指定日までに入学手続金として入学金と第1期分の学費を、また9月28日までに第2期分の学費を納入してください。第2期分の学費については、口座振替（自動引落）による納入となります。入学手続書類に同封している預金口座振替依頼書を指定日までに経理課へ提出、もしくはWEB口座振替受付サービスより登録してください。

2年次以上の口座振替手続を行った学生は、第1期分は4月28日、第2期分は9月28日に、口座振替（自動引落）による納入となります。

口座振替手続を取っていない学生は、第1期分は4月上旬、第2期分は9月上旬までにそれぞれ学費振込依頼書を留学生本人住所宛に郵送します。納入期限の2週間前になっても学費振込依頼書が届かない場合には、経理課に問い合わせてください。なお、4年次以下の学生で、口座振替手続を取っていない学生は、経理課窓口で預金口座振替依頼書を受け取り、速やかに記入し提出してください。

※学費には「授業料」「施設費」「委託徴収金」が含まれます。

※納入期限日（振替日）が土・日・祝日の場合は、翌平日とします。

◇学費の分納について

不慮の災害や経済的困窮等の事情で、学費を納入期限までに納入できない場合は、分納の許可を受けることができます。

・分納（1年次対象）

経理課で所定の「一般納入金分納願」を受取り、記入・押印後、2025(R7)年度は8月下旬までに経理課に提出してください。正確な期日は、掲示板・ポータルサイトまたは経理課窓口で確認してください。分納回数は第2期2回とし、口座振替日は9月28日と11月28日です。1回の納入額は第2期学費の半額ずつとなり、2回とも納めることで完納となります。

分納手続は、当年度限りの手続となります。次年度、2026(R8)年度の申請は、2026年1月～3月末頃まで受付予定です。※年度によって若干前後します。正確な期日は、掲示板・ポータルサイトまたは経理課窓口で確認してください。

・分納（2年次以上）

経理課で所定の「一般納入金分納願」を受取り、記入・押印後、経理課に提出してください。分納回数は第1期2回、第2期2回とし、1回の納入額は各期の半額です。口座振替日は、第1期は4月28日、6月28日、第2期は9月28日と11月28日です。

分納手続は、当年度限りの手続となります。2025(R7)年度第1期の受付期限は4月1日（火）までです。以降は第2期のみ受付予定です。手続きについては改めて掲示板及びポータルサイトにて案内をします。次年度、2026(R8)年度の申請は、2026(R8)年1月～3月末頃まで受付予定です。※年度によって若干前後します。正確な期日は、掲示板・ポータルサイトまたは経理課窓口で確認してください。

◆問い合わせ先：096-362-9446（経理課直通 窓口受付時間：平日 8:45～17:15）

3. 授業料の減免

本学では経済的に就学が困難な状況と認められ、勉強意欲が旺盛な私費外国人留学生の経済的負担を軽減し勉学に専念してもらうために授業料の半額を免除しています。対象は私費外国人留学生（正規生）としての在留資格「留学」を取得している者です。

★ 手 続 ★

手続は毎年1回行い、4月8日までに住民票1部、「私費外国人留学生授業料減免願」（国際教育課に所定用紙あり）1部、在留カード、パスポートの写し（1年生のみ。氏名が記載してあるページ）1部を国際教育課に提出してください。

◇授業料減免の実施について

授業料減免の申請が認められた場合、1年次の学生は入学手続きとして納入した第1期分の授業料減免分を第2期分に充てます。よって、第2期分については授業料を除いた金額が口座から引落されます。

2年次以上の口座振替手続を行った学生は4月28日、9月28日に減額された金額が口座から引落されます。

口座振替手続を取っていない学生は、第1期分は4月10日以降に、第2期分は9月上旬までに減額された学費納付書が送られてきます。

手続を取られない場合は、通常の授業料になりますのでご注意ください。

◆次に該当する方は、授業料減免が受けられません。

学部1年次：春学期の修得単位数が10単位以下かつ学期GPA値1.00以下の者

学部2年次：前年度までの通算GPA値1.00以下かつ総修得単位数が20単位以下の者

学部3年次：前年度までの通算GPA値1.00以下かつ総修得単位数が40単位以下の者

学部4年次：前年度までの通算GPA値1.00以下かつ総修得単位数が80単位以下の者

大学院生：指導教授から学修不振の指導を受けた者で改善が見込めない場合

会計専門職大学院生：必修科目の単位習得が振るわず、指導教授から学修不振の指導を受けた者で改善が見込めない場合

4. 在留手続

1. 出入国管理局（入管）

在留カードに関すること、在留資格の変更、在留期間の更新、資格外活動許可など、日本在留のために必要な手続を行うところです。

福岡出入国管理局 熊本出張所（地図参照）

〒862-0971

熊本市中央区大江3丁目1-53

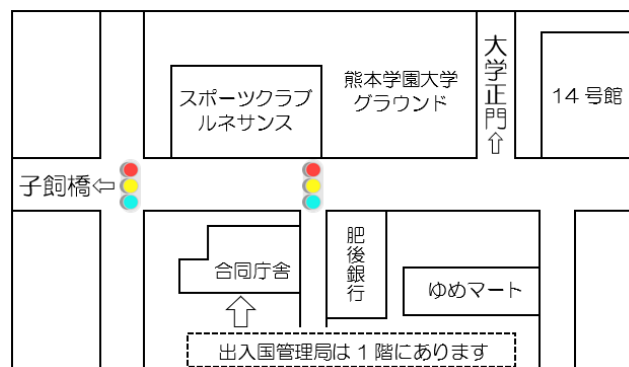
熊本第二合同庁舎

電話：(096) 362-1721

★窓口の受付時間★ 月曜日～金曜日

9：00～16：00（昼休み 12：00～13：00）

土曜日・日曜日・祝祭日は休み



大学では下記の3項目についての「申請取次ぎ」手続きを行います。

- (1) 在留期間更新許可の申請手続き
- (2) 資格外活動許可の申請手続き
- (3) 在留資格変更許可の申請手続き（「留学」へ変更する本学在学学生）

次の項目に該当する方は、大学からの申請取次ぎが受けられません。従来の個人による申請となります。

- (1) やむを得ない理由があると大学が認める場合を除き、学習面や生活面において問題が生じた学生。

（例：成績不良、試験における不正行為による処分などを受けた学生）

- (2) 大学が指定した期間内に提出書類等の手続きを完了しない学生。

また、次の許可申請については、これまでどおり各自で直接手続きを行なってください。

- (1) 自身の家族に係る在留資格期間更新の申請手続き
- (2) 在留資格変更の申請手続き（本学に在学していない期間）

大学が申請取次ぎを行う際に①パスポートの写真のあるページ、②有効な在留資格「留学」の証印が添付されたページ、③在留カード両面の写しのそれぞれ1部を大学に保管します。各個人の資料の保管については個人情報であるため、外部には漏れないように保管することを約束します。

2. 在留カード

日本に長中期間在留する外国人（在留資格「留学」の者）に対し、上陸許可、在留資格の変更許可や在留期間の更新許可など、在留に係る許可に伴って交付されるものです。

在留カードには、顔写真のほか氏名、国籍・地域、生年月日、性別、在留資格、在留期限、就労の可否などの情報が記載されています。

「在留カード」は、日本国内および出国時と常にその携帯が義務付けられています。

※住居地の変更が生じた場合、14日以内に在留カードを持参の上、住居地の市区町村に届け出てください。

3. みなし再入国許可

有効なパスポートおよび在留カードを所持する外国人が、出国する際、出国後1年以内に日本へ再入国する場合、「みなし再入国許可」といいます。出国する際、必ず在留カードを提示しなくてはなりません。

※みなし再入国許可により出国した者は、その有効期間を海外で延長することはできません。出国後1年以内に再入国しないと在留資格「留学」が失効します。また、在留期限が出国後の1年未満に到来する場合は、その在留期限までに再入国しないと在留資格「留学」が失効します。

4. 在留資格の変更

本学の留学生は、原則として「留学」の在留資格を取得することになっています。現在「留学」以外の在留資格を持っている人は、資格変更の手続きを行います。

※「日本人の配偶者等」「定住者」「永住者」などの在留資格の方は手続きの必要はありません。詳しくは出入国管理局へ問い合わせてください。国際教育課へも相談してください。

5. 在留期間の更新

在留資格「留学」の在留期間は、4年3月、4年、3年3月、3年、2年3月、1年3月、1年、6月です。この期間を延長するためには、在留期限の3ヶ月前から期限当日までの間に出入国管理局での更新手続きが必要です。原則的には申請当日には許可になりません。

審査では、「成績」および「経費支弁」に関する項目などが重視されます。該当項目の書類などを準備してください。

<p>「在留期間更新許可申請書」その3(「留学」)</p> <p>22 滞在費の支弁方法等</p> <p>(1) 支弁方法及び月平均支弁額</p> <p>①本人負担 ②在外経費支弁者負担 ③在日経費支弁者負担</p> <p>④奨学金 ⑤その他</p> <p>(2) 送金・携行等の別</p> <p>①外国からの携行 (携行者 携行時期)</p> <p>②外国からの送金</p>

自分の選択した項目を見て必要書類を準備します。

項目	その意味	必要書類
①本人負担	「資格外活動」により収入がある	a. 給与振込みの記録 b. アルバイト先からの給与の証明
	自分名義の貯金で生活している	その預金通帳或は通帳の写し
②在日経費支弁者負担	日本在住の保証人が経済面を支援している	a. 銀行口座への振込み記録 b. 現金手渡しの場合、保証人が作成した支払いの説明書類
③奨学金	奨学金受給者	学生課発行の「奨学金受給証明書」
④在外経費支弁者負担	母国の保証人が経済面を支援している	
⑤外国からの携行	一時帰国の再入国時に持参したなど	a. そのお金を預けた銀行通帳の写し
		b. 携行日時、金額の説明を作る
⑥外国からの送金	銀行口座などへの海外送金	海外送金の記録

★ 手 続 ★

必要なもの：パスポート、在留カード、手数料6,000円の収入印紙

在留期限の3ヶ月前には国際教育課から更新手続きに関する資料をお渡しします。

学部・大学院の新入生

- (1) 在留期間更新許可申請書
- (2) 入学許可書 or 在学証明書
- (3) 経費支弁を立証する資料
- (4) 入学直前の教育機関における卒業（修了）証明書および成績証明書

学部2年～4年生、大学院2年生

- (1) 在留期間更新許可申請書
- (2) 在学証明書
- (3) 経費支弁を立証する資料
- (4) 成績証明書

学部2年～3年生

- (1) 在留期間更新許可申請書
- (2) 在学証明書
- (3) 経費支弁を立証する資料
- (4) 成績証明書

学部4年生から本学大学院への進学者

- (1) 在留期間更新許可申請書
- (2) 卒業見込み証明書
- (3) 経費支弁を立証する資料
- (4) 大学院入学許可書

本学研究留学生から本学大学院への進学者

- (1) 在留期間更新許可申請書
- (2) 研究留学生修了に関する証明書（指導教授による「学業状況証明書」）
- (3) 経費支弁を立証する資料
- (4) 大学院入学許可書

6. 資格外活動（アルバイト）

「留学」は就労が認められない在留資格です。出入国管理局に資格外活動許可の申請をしなければなりません。アルバイトのできる時間は、1週間で28時間以内です。この時間内において、1日に何時間のアルバイトをするかは、自分で決めることができます。また、学則で定められた長期休業期間中には1日8時間以内のアルバイトができます。ただし、風俗営業又は性風俗関連、深夜、危険を伴うもの、学業に影響をおよぼすアルバイトについては許可されません。資格外活動許可を受けずにアルバイトをした場合、200万円の罰金が科せられます。

★ 手 続 ★

資格外活動許可申請に必要な書類

1. パスポート
2. 在留カード
3. 資格外活動許可申請書

7. 卒業後の在留資格について

在学時から就職活動を行っており、卒業後も継続して就職活動を行うことを目的として日本での在留を希望する場合は、大学が作成した「継続就職活動についての推薦状」の提出をもって在留資格「短期滞在 特定活動」への変更が6ヵ月許可され、更に1回の在留期間更新を認められると、結果として大学卒業後最長1年間の在留が可能となり、就職活動を継続して行うことができます。

★ 手 続 ★

「短期滞在 特定活動」への在留資格変更申請に必要な書類

1. パスポート
2. 在留カード
3. 在留資格変更申請書（その他）
 - (1) 在留資格変更許可申請書
 - (2) 在留中の一切の経費の支弁能力を証する文書
 - (3) 直前まで在籍していた大学の卒業（修了）証書または卒業（修了）証明書

(4) 継続就職活動を行っていることを明らかにする資料

(5) 直前まで在籍していた大学による継続就職活動についての推薦状（様式あり）

※この在留資格変更にあたっては、在留資格「留学」をもって在留する学部生および大学院生を対象とし、本学の研究留学生は対象となりません。

8. 在留資格の取消し

「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律（平成 16 年 6 月 2 日 法律第 73 号）」により設けられた制度です。第 22 条 2 項と 5 項に注目！

2 項 活動内容を偽った場合

例：就労を目的とする者が、学業を行うと偽って「留学」の在留資格を取得した場合など

⇒退去強制手続きが執られます。

5 項 「留学」をもって在留する者が、その後も他の学校に入学せず、留学生としての活動即ち勉学の活動を行う見込みのない場合など

⇒30 日を超えない範囲内で出国猶予期間が指定され任意出国ができます。

5. 国民健康保険

日本に 1 年以上滞在する者は全て健康保険に加入することが法律で定められています。保険加入の手続を必ず行ってください。

この保険では診療費の 70%が保険で負担されるので、加入者である留学生本人が支払うのは残りの 30%です。区役所区民課（保険・年金部門）で申込手続を行い、「資格確認書」が後日郵送で交付されます。その後、1 年間の保険料が分割で請求されます。

病気やけがで病院に行ったときは、受付の際に「資格確認書」を提示して受診してください。ただし、この保険は出産、交通事故によるけがの治療、健康診断、予防注射などには利用できません。

★ 加入手続 ★

区役所の区民課で加入手続を行います。パスポート、在留カード、印鑑（印鑑が無い場合はサインでも可）が必要です。保険料は、所得や家族構成などの関係でひとりひとり異なりますが、1 年間の保険料が申込の翌月から分割で請求されます。請求書（「国民健康保険納付通知書」）が届いたら随時コンビニエンスストアで支払ってください。

※毎年 3 月あるいは 6 月頃、区役所から所得申告用紙（所得があるかどうかの調査）が郵送されてきます。所得が無い場合でもかならず区役所へ返送してください。これを怠ると保険料の減免措置がとられないため高額な保険料を請求されますので注意してください。

（所得申告をしない、或は 1 月～12 月の一年間に 98 万円以上のアルバイト収入がある場合は、次の年に保険料の減免措置が抑えられ、保険料が高くなります）

★ うちきり手続 ★

卒業・修了で帰国する際には、各区役所区民課で加入うちきりの手続をしてください。保険証と印鑑が必要です。

※病気のことや健康に関して相談したい時は、大学保健室を訪ねてください。病院や外国語で受診することのできる病院の紹介や保健一般に関して相談することができます。

6. 国民年金

国民年金は、加入者が高齢になった時、障害を負った時に保険金を受け取ることができる制度です。20歳以上の方は、各区役所区民課の窓口で国民年金加入の手続きを行ってください。住民異動届をして日本に住所を持つことになると同時に年金の加入が義務づけられます。毎月の掛け金を支払うことが必要です。しかし掛け金の支払いが困難な場合は、掛け金の免除申請をすることができます。この制度が「学生納付特例」です。国民年金加入手続時に免除申請について申出て、同時に手続きを行ってください。この免除申請は毎年3月～5月頃に市役所の窓口で手続きをする必要があります。

◆短期在留外国人の脱退一時金

国民年金の加入期間が6ヶ月以上あり、老齢基礎年金の受給資格のない短期在留の外国人は、被保険者資格を喪失して、日本国内に居住しなくなった日から2年以内に請求すると、脱退一時金が受けられます。

7. マイナンバー（社会保障・税番号）制度

マイナンバー（社会保障・税番号）は、住民票を持つすべての人を対象に一人にひとつの個人番号（12桁の番号）が付与され、日本において一生使う個人番号となります。

今後、国民健康保険などの社会保障、税金、災害対策等の行政手続きでマイナンバーが必要になります。例えば、アルバイト勤務先での提示や確定申告の際にも必要です。

マイナンバー「個人番号通知書」は大事に保管してください。この「個人番号通知書」が届き次第、郵送、オンラインもしくは区役所窓口において「マイナンバーカード」を申請するとマイナンバーカード（ICカード）が交付されます。交付までに2か月かかります。マイナンバーカードを使うとコンビニエンスストアでの証明書交付サービスが受けられます。

◆問い合わせ先：熊本市マイナンバーカードコールセンター

096-277-1869 平日8:30～19:00（土日祝日・年末年始除く）

8. 外国人留学生向け学研災付帯学生生活総合保険

日本国際教育支援協会（JEES）外国人留学生向けの医療保険です。国民健康保険及び学研災の加入者が、個人賠償責任、死亡・後遺障害、医療機関で支払った治療費用の自己負担分、救援者費用等を補償する保険です。本学では2024（R6）年度新入生より加入を推奨しています。保険金及び補償内容については、パンフレットを参照してください。

★ 保険概要 ★

留学生生活を幅広くサポートします。

【個人賠償責任】 自転車で走行中、通行人にぶつかってケガをさせたとき。

【死亡/後遺障害】 万が一のときや後遺障害が残ったとき。

【治療費用】 学生本人が、ケガや病気で入院または通院したとき。

【救援者費用等】 学生が入院し、保護者が駆け付けたとき。

（注意）

※ 学研災（学生教育研究災害傷害保険）に加入していない学生は対象外です。

※ 保険料は卒業までの一括払いです。

※ 歯科疾病治療のための通院、精神障害による入通院、痔核、裂肛などは除かれます。

9. 留学生住宅総合補償

日本国際教育支援協会（JEES）の「留学生住宅総合補償」制度に加入することで、民間宿舎等を借りる場合、熊本学園大学が機関として保証人を引き受けることができます。そのほか、法律上の賠償責任を負った場合、支払限度額の範囲内での保険金支払を受けることができます。加入を希望する人は、国際教育課に相談してください。

※保険金支払を受けることができる、できないといった詳細については、JEES が提供する「補償のあらまし」での確認が必要です。

★ 留学生住宅総合補償の内容 ★

- ①海外旅行保険 賠償責任
不測の突発的な事故に限る
- ・失火により借家を焼失させてしまった
 - ・ガス爆発事故を起し、借家を損壊させてしまった
 - ・アパートの部屋を水浸しにした など
- 傷害後遺障害
- ・交通事故や家庭内のケガによる後遺障害 など

②保証人補償基金 賃貸借契約の連帯保証人

- ・大学が連帯保証人になります。
- ・大学は JEES の補償範囲内で保証します。

★ JEES 留学生住宅総合補償制度の利用にあたって ★

対象：本学に在籍する大学院生、学部生、研究留学生

条件：「留学」の在留資格を有する者

補償期間：加入時から1年間あるいは2年間、1年以上の場合、6ヵ月の延長が可能。

但し、卒業（修了）や除籍・退学などにより学籍がなくなった時、また在留資格「留学」による在留期間が終了した時に補償は終了します。

★ 手 続 ★

必要な書類

- (1) JEES 留学生住宅総合補償制度加入振込み領収書の写し
- (2) 連帯保証人依頼にあたっての誓約書（所定用紙 様式2）
- (3) " 覚書（所定用紙 様式3）
- (4) 賃貸借契約書の写し

10. 奨学金制度

本学の留学生が応募できる奨学金制度を16頁に紹介しています。奨学金は、学生課が扱います。大学に案内が来た時点でポータルサイトや大学ホームページにて募集をしますので、案内を見落とさないようにしてください。

11. なんでも相談室

4号館1階「なんでも相談室」には、社会福祉士や臨床心理士が個室で相談に応じます。原則、予約制です。相談室職員も常駐、英語での相談ができる相談員もいます。相談内容は外部に漏れることはありません。秘密は守られますので、安心して相談してください。電話による相談も受け付けています。

◆開室時間：月曜日～金曜日まで毎日原則9時～17時

◆電話相談：(096)364-7183

12. 学割（学生旅客運賃割引証）

帰省あるいは実習や見学旅行・就職活動などをする時に、片道 101 kmを超える区間のJR(Japan Railways)の乗車を利用する場合、割引を受けられます。割引を受けるために必要な「学割証（学生旅客運賃割引証）」は4号館1階の就職課内に設置している【証明書自動発行機】（平日9:00～17:00）で発行できます。有効期間は発行日から3ヶ月以内です。発行には、学生証が必要です。船についても乗船会社によっては学割を利用できます。あらかじめ乗船会社に学割利用の有無を確認し、必要な場合は、4号館1階の学生課で申請してください。ただし、卒業年次は卒業式前日までです。

13. 就 職

大学では職業安定法に基づいて職業紹介を行っています。

就職する、しないに関わらず、卒業予定者は「就職登録」のために次の手続きが必要です。

- ① 3年次に、「熊本学園大学求人システム(キャリアタス UC)」を使用して進路希望のweb登録を行う
- ② 「卒業予定者カード」に必要事項を記入し、就職課へ提出
- ③ 担当者の面談を受ける

登録や記載内容は、相談、助言、連絡、就職先の紹介や斡旋等の原簿となります。企業などに提出する「履歴書」のつもりで登録や記入を正確に行ってください。

就職相談は常時受け付けています。（平日：8:45～17:15）

また、就職に関わらず、卒業後の進路（進学・自営・帰国・就職活動の継続・その他）が決まった時は、必ず就職課に報告してください。

14. 最終帰国時に必要な手続き

卒業や修了により最終的に帰国するときには、次の手続きが必要です。

- ① 区役所区民課で「住民異動届 転出の手続き」を行います。
- ② 国民年金のうちきり手続きと国民健康保険のうちきり手続きを行います。保険証と印鑑が必要です。保険料の清算をしてください。帰国日あるいは熊本転出日の2週間前から手続きをすることができます。
- ③ 奨学金に関する報告義務
ロータリー米山奨学会など年度末に学業成績の報告を義務づけています。帰国する前に必要な手続きを行ってください。
- ④ アパート契約の解約手続き（水道、ガス、電気、Wi-Fi等の解約手続きも全て）
- ⑤ 携帯電話の解約手続き
- ⑥ 日本で開設した銀行口座の解約手続き
- ⑦ その他、個人で契約しているクレジットカード等の解約手続き

15. 留学生会

本学の留学生会は、1989年度に在学していた留学生の手で、留学生相互の親睦と友好を深め、協力して勉学に精進しようという目的で創設されました。

16. 留学生相談窓口

熊本学園大学に在籍中に授業や日常生活に関して質問や相談があればいつでも遠慮なく国際教育課をお尋ねください。

2024 年度 留学生の主な参加行事

名 称	主 催	内 容	期 日
新入留学生 オリエンテーション	熊本学園大学国際教育課	履修指導および大学生活全般、在留資格等行政手続きに関する説明など	4月2日(火)
留学生ピクニック	熊本学園大学国際教育課	熊本市動植物園散策	4月13日(土)
春の新入留学生歓迎会	熊本学園大学国際教育課	新入留学生の歓迎会	5月15日(水)
Welcome Party 2024	大学コンソーシアム熊本	熊本県内の新入留学生との交流会	5月19日(日)
第34回外国人留学生 弁論大会	熊本学園大学 国際交流委員会	本学留学生の日本語による弁論大会	6月12日(水)
第47回火の国まつり おてもやん総おどり	火の国まつり運営委員 会・熊本市	大学コンソーシアム熊本・留学生 チームとして参加	8月3日(土)
秋の新入留学生歓迎会	熊本学園大学国際教育課	新入留学生の歓迎会	10月9日(水)
秋の留学生バスハイク	熊本学園大学国際教育課	阿蘇・杵島岳登山	10月12日(土)
第57回託麻祭	熊本学園大学 託麻祭実行委員会	留学生チームとしてタピオカミルクテ ィーの模擬店を出店	11月3日(日) 11月4日(月)
留学生のための 就活準備講座	大学コンソーシアム熊本	日本での就職活動の仕組み・準備の仕 方について	12月14日(土)
敬愛幼稚園 クリスマスパーティー	熊本学園大学 附属敬愛幼稚園	敬愛幼稚園にやってきたサンタと園児 の交流	12月23日(月)
第49回学長杯争奪全 学生駅伝大会	熊本学園大学	留学生チームとして出場	1月11日(土)
外国人留学生対象就職 ガイダンス	熊本学園大学就職課	日本での就職活動について	1月11日(土)
日本文化体験ワークシ ョップ和菓子作り体験	大学コンソーシアム熊本	和菓子づくり体験	2月12日(水)

イベントのお知らせは、国際教育課よりポータルやメール配信によりご案内します。UNIPA 掲示板での掲示、国際教育課窓口でのチラシ配布も行います。

6月、「第34回外国人留学生弁論大会」を開催しました！



出場した学生のスピーチを聞く様子



みなさん頑張りました！

11月、国際教育課主催の留学生バス旅行で、阿蘇山杵島岳に登りました！↓



杵島岳山頂にて



登山後の足湯タイム

託麻祭に参加しました！↓



留学生チームのブース前で

留学生カフェを開きました！↓



留学生ルームにて

本学留学生が応募することのできる主な奨学金制度一覧

(2024年度に本学で取り扱った奨学金制度より)

名称	主な応募資格	奨学金月額	支給期間	募集時期	審査・選考	併給	2024 申込者数	2024 採用者数
ロータリー 米山記念奨学生	<ul style="list-style-type: none"> ・翌年4月に学部3・4年、大学院修士課程1・2年、大学院博士課程2・3年に在籍する者。 ・日本以外の国籍を有し、在留資格が「留学」または「難民」で日本に在留している者。 ・学業優秀の他、異文化理解、コミュニケーション能力に対する姿勢や関心を持ち、心身ともに健全な者。 ・博士の学位を取得していない者。(ただし、すでに取得している博士の学位(名称)と異なる研究をする場合を除く。) ・45才未満の者で、過去にロータリー米山記念奨学金を受給したことのない者。 	<ul style="list-style-type: none"> ¥140,000(大学院生) ¥100,000(学部生) 	最長2年間	前年9～10月	書類・面接 ※申請者が多い場合は学内選考を行う。	一部可	学部生 1 大学院生 1	学部生 0 大学院生 1
肥後銀行国際交流 奨学金奨学生	<ul style="list-style-type: none"> ・大学院・学部にて在学する正規の私費外国人留学生。 ・学業・人物ともに優れ、経済的援助を必要とする者。 ※本学独自の奨学金制度 	¥30,000	1年間	6月	書類・面接	一部可	学部生 0 大学院生 4	学部生 0 大学院生 2
朝鮮奨学会	<ul style="list-style-type: none"> ・大学院・学部にて在籍している韓国もしくは朝鮮国籍の学生 ・成績が優良で学費の支弁が困難な者。 ・4月1日現在、学部生は30歳未満、大学院生は40歳未満の者。(ただし、継続応募者は除く。) 	<ul style="list-style-type: none"> ¥70,000(博士) ¥40,000(修士) ¥25,000(学部生) 	1年間	4月	書類・面接	可	学部生 0 大学院生 0	学部生 0 大学院生 0
平和中島財団奨学生	<ul style="list-style-type: none"> ・大学院・学部にて在籍し、翌年4月も大学院・学部にて在籍予定の外国籍を有する学生。 ・在留資格が「留学」である者。 ・最短修業年限を越えない者。 ・過去に平和中島財団奨学金を受けたことがない者。 	<ul style="list-style-type: none"> ¥150,000(大学院生) ¥120,000(学部生) 	1年間	前年9～10月	書類 ※申請者が多い場合は学内選考を行う。	不可	学部生 0 大学院生 1	学部生 0 大学院生 0
田島司郎 国際奨学金奨学生	<ul style="list-style-type: none"> ・中国及び東南アジアからの大学院・学部にて在学する正規の私費外国人留学生。 ※本学独自の奨学金制度 	¥20,000	1年間	10月～12月	書類・面接	一部可	学部生 0 大学院生 5	学部生 0 大学院生 3

※年度により「留学生受入れ促進プログラム(文部科学省外国人留学生学習奨励費)」,「JEEs留学生奨学金」,「熊本YWCA奨学生」等の募集もあります。